

[事案 23-241] 配当金（祝金）等支払請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時の募集人の説明の際、将来受け取れる解約返戻金および積立配当金の受取金額の説明に誤りがあったとして、説明のとおり金額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 3 月に、定期保険特約付終身保険に加入した際、募集人から、5 年ごとに設計書記載の金額を受け取れるとの説明を受けたので、説明のとおり支払ってほしい。あるいは、設計書に解約返戻金および積立配当金の受取金額を虚偽に記載し、虚偽に説明したことは重大な過失であるので、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 設計書には、一括金を受け取った場合は契約は終了し保障がなくなる旨記載されているので、保険料払込終了後、5 年ごとに設計書記載の解約返戻金および積立配当金を受け取れるわけではないことは明らかであり、また、募集人はそのような説明はしていない。
- (2) 設計書には、積立配当金について、将来の支払額を約束するものではない旨記載されているので、誤った説明にはなっていない。
- (3) 保険契約は附合契約であり、契約内容は約款の記載によって定められるので、解約返戻金および積立配当金は約款の記載によった額になる。
- (4) 設計書の解約返戻金の金額の誤りは少額であり、また、明白に誤りと分かる内容であることから、申立契約を無効にするほどのものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、主位的に、募集人から設計書に記載されている受取金額の合計額を受け取れるとの説明を受けたとして、その金額の支払を請求し、予備的に、募集人から解約返戻金および積立配当金の受取金額について虚偽の説明を受けたとして、錯誤（民法 95 条）による申立契約の無効を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 主位的請求について

- (1) 保険契約は附合契約【注】であり、契約の内容は約款に従って定められ、積立配当金および解約返戻金の金額についてもその約款の記載内容に従って判断されるので、以下のとおり、申立人に設計書記載のとおり金額の請求権が発生するとは認められない。

①積立配当金について

約款および定款から、積立配当金は保険契約時に一定の金額として定まるものではなく、その後の運用実績によって変動するものであることが明らかである。

②解約返戻金について

申立契約の設計書に記載された解約返戻金額は約款記載の返戻金額例表と異なった数字が記入されているが、誤った金額も「約」をつけて表示されており、申込書

や保険証券に誤った金額が記載されているわけでないことから、設計書記載の金額で解約返戻金の合意が成立したとは認められない。

- (2) 申立人は解約返戻金および積立配当金の受取金額を設計書記載の金額の累計額である旨主張するが、解約返戻金額および積立配当金の金額は約款の定めによるものであり、また、設計書にも、一括金を受け取った場合には契約は終了し保障はなくなる旨記載されており、累計額を受け取ることができるとは認められない。

2. 予備的請求について

- (1) 設計書には解約返戻金の記載に誤りがあることが認められるものの、その誤りは金額として大きなものではないこと、通常、解約返戻金の金額が保険の選択の決め手になることはなく、保障内容等を総合的に考慮して保険加入を決定したものと考えられることなどから、申立契約に要素の錯誤【注】があったとまでは認めることはできない。
- (2) 積立配当金の金額については、そもそも契約締結時において確定した金額を支払うこと約するものではなく、この点に関する錯誤が、申立契約の要素の錯誤になることはない。

【注】

附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。

【注】

「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味します。